



各 位

会 社 名 株式会社 クロスキャット 代表者名 代表取締役社長 井上 貴功 (コード2307 東証第一部) 問合せ先 執行役員経営財務統括部長 高尾 良平 TEL 03-3474-5251(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月25日開催予定の第47期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能にするよう、変更案第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)及び現行定款第39条(中間配当)を削除し、現行定款第38条(剰余金の配当の基準日)を変更するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2020 年 6 月 25 日 (予定)定款変更の効力発生日2020 年 6 月 25 日 (予定)

以 上

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| (自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規 定により、取締役会の決議によって市場取引等により 自己の株式を取得することができる。 | (削除) |
| 第 <u>8</u> 条~第 <u>37</u> 条 (条文省略) | 第 <u>7</u> 条~第 <u>36</u> 条 (現行どおり) |
| (新設) | (剰余金の配当等の決定機関) 第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の 定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締 役会の決議によって定める。 |
| (剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月3 1日とする。 | (剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月3 1日とする。 |
| (新設) | 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日と する。 |
| (新設) | 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 |
| (中間配当) 第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9月30日を基準日として中間配当をすることができ る。 | (削除) |
| | 第 <u>39</u> 条 (現行どおり) |
| | C/ F |

以上